

平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成26年8月30日（土）

【開会】 16時00分

【閉会】 17時50分

【場所】 総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

指導課長 渡辺

指導課担当課長 市川

総合教育センター総務室長 広瀬

カリキュラムセンター室長 佐藤

担当係長 外山

書記 広瀬

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、16時00分から17時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 79名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より会議全体を通しての写真撮影および録音をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、許可します。

また、会議の録音につきましては、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、録音の許可はしないということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

では、そのようにいたします。

傍聴人に申し上げます。川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、会議場での録音は認めておりませんので、遵守願います。

4 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、濱谷委員と吉崎委員をお願いいたします。

5 報告事項

報告事項 No. 1 請願第10号（高等学校教科用希望図書の再考を促すことの撤回を求める請願）

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いします。

【庶務課担当課長】

教育委員会宛の請願を受け付けましたので報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第10号読上げー

【庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。なお、請願者に確認をしたところ、意見陳述は希望されないということでした。またこの請願は、本日の議事日程にあります、請願審査および議案第44号に関連する内容で、本日審議が必要かと思われます。その点につきましても併せて御協議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い致します。

【峪委員長】

ただいま報告のありました、請願第10号の取り扱いにつきまして御協議願います。この請願は、本日審議が必要であるとの説明がありました。よって、本日この後、請願の審議を行うということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それではそのように決定いたします。

6 請願審議

請願第7号 市立高校教科書の採択で、実教出版「高校日本史A」を選定した橘高校（全）・高津高校（定）に再考を求めた「決定」を撤回し、選定通りの教科書を採択することを求める請願

請願第8号 平成27年度使用高等学校教科用図書について現場の意向を撤回するように求めた具体的な根拠を明らかにすることを求める請願

請願第9号 特定教科書選定を排除し、「再考」を指示したことを取り消し、日本史教科書採択の審議を再度することを求める請願

請願第10号 高等学校教科用希望図書の再考を促すことの撤回を求める請願

7 議事事項I

議案第44号 平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について

【峪委員長】

これらの請願につきましては、本日の議事日程にあります、議案第44号 平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について と関連する内容でございますので、一括して審査をしたいと思いますが。ご意見はありますか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは一括して審査いたします。請願第7号、請願第8号、請願第9号につきまして、請願者の方が陳述を希望されておりますので、ここでお願いをしたいと思います。請願第7号の陳述の方、これから大体10分程度でお願いします。

【請願者】

請願第7号の提出者 橋本と申します。請願の陳述をおこないます。私は、先日の8月17日の教育委員会会議において、それまでの慣例である採択手順を、突然何の前触れもなく変更したやり方は、最も民主的であるべき教育委員会の物事の決め方を、自らその対極の非民主的な立場に立ったものとして、非常に残念であり、請願を提出した次第であります。さて、請願項目ですが、市立高校教科書の採択で実教出版「高校日本史A」を選択した橘高校全日制、高津高校定時制に再考を求めた決定を撤回し、従来選定どおりの教科書を採択することを、是非再考していただきたく思います。その請願の趣旨ですけれども、提出した請願書に書いてありますが、その内容をさらに深めた内容として申し上げたいと思います。まず、各公立高校で使われる教科書は、小・中と違いまして教科書無償措置法の対象外であること、と同時に、各学校ごとに課題や学科を始め様々な実態がある、カリキュラムが全く違うという実態があります。そのために基本的には、どんな教科書を使うかは各学校に委ねられていることを前提として、各学校からの選定を尊重し、教育委員会が採択するというのが全国的な実態なんですね。でここ川崎においても、長く学校からの選定を尊重して承認みたいな採択をしてきました。教育委員会が自ら決めた採択手順を、その考え方が反映しています。ところが、今回の実教出版「高校日本史A」を選定した2校に対して、実教出版以外の教科書を選定しなおよすよう依頼することを決定したことは、各学校がその実態を考慮して、その学校の生徒に最もふさわしい教科書を選ぼうとした当該校の教員の努力を否定したことであり、また長く続いてきたルールを自ら破ったわけで問題だと言わなければならないと思います。これは、国際的な教科書の選択の基準に則しても逸脱していると思います。すなわち、1966年10月5日に、ユネスコの教員の地位に関する特別政府間会議がユネスコ勧告にありますけれども、この地位に関する勧告の「VIII. 教員の権利及び責務」の「職業上の自由 61項」にこう書かれています。「教員は職責の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画の枠内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする。」つまり今までの採択の手順は、全くこの勧告にふさわしいやり方だったにも係わらず、異例の決定を行ったことは、まずもってユネスコ勧告に抵触し

ているわけで、国際基準にも合わないと言わなければならないと思います。2つ目の問題は、採択対象の教科書は全て検定を合格しており、その点ではどの教科書も学習指導要領に則した記述になっており、この点で、ことさらに実教出版「高校日本史 A」のみを以下の観点から再考を促すことは、不公平であるからです。つまり、「川崎市立高等学校で学ぶ生徒にとって、最も適した教科書を選ぶという視点で審議することとし」と述べていますが、他の教科書は高校から上がってきた教科書をそのまま採択し、実教出版のみを審議しての再考だからです。これは、教育委員会による二重検定であり、採択基準のダブルスタンダードではないでしょうか。3つめは、審議の結果、「当該教科書は、本市が目指す社会科学学習に最も適した教科書には当たらないと判断した」と述べていますが、では他社のどの教科書が「本市の社会科学学習に最もふさわしい教科書」だということでしょうか、その判断を教育委員会として行っていませんし、そんな権限が教育委員会にあることも明らかではありません。にもかかわらずその決定を遂行することは、教育委員会の考えた最もふさわしい教科書を、全ての川崎市立高校の日本史 A の教科書として一律に調達というか、多様な高等学校の実態に即することのない教育を押し付けることに繋がるのではないのでしょうか。このような特定教科書の排除の動きは、必然的に特定教科書の押し付けになり、子どもに、ひいては国民に特定の考え方を押し付ける社会に繋がることは、歴史を紐解けば明らかではないのでしょうか。以上の点から、私は以前教員をやっておりました、今は退職して一市民ですけれども、感じたことは、実教出版「高校日本史 A」を採択することはやめようという排除の判断が、最初から教育委員会に働いたのではないのでしょうか。そしてその理由に、本市が目指す社会科学学習に最もふさわしい教科書ではない、という言葉で、実教出版「高校日本史 A」を排除したのだなということでした。最も民主的であるべき教育委員会での決定に際して、特定教科書の排除を目指す決定を行うなど、歴史的な大問題だと言わねばならないと思います。今からでも遅くはないので、実教出版「高校日本史 A」を選定した橘高校全日制、高津高校定時制に再考を求める決定を撤回し、選定どおりの教科書を採択することが正しいあり方であるということで、請願の趣旨といたします。

【峪委員長】

ありがとうございました。続きまして請願第8号の方、陳述をよろしくお願ひいたします。

【請願者】

請願の陳述を行います。私は五十嵐八千代と申します。私は高校の子どもを持つ母として、保護者の立場から述べさせていただきます。私は高校の教科書採択において、教科用図書選定審議会により特定の教科書を採択対象から外すような意見書が出たことを聞いて、大変驚きました。その理由としては、請願項目にあるように1番の実教出版302「高校日本史 A」が教科書検定を通過しており、学校現場で先生たちが子どものために選んだものです。選定審議会にそれを覆す権限があるのでしょうか。教育行政とは、学ぶ環境や条件をよくす

ることだと思っていました。現場が選んだ教科書を拒否することが、行政が教育内容に介入することになり、それは不当なことではありませんか。実教出版 302「高校日本史 A」は、何か子どもたちに教えるにはいけないことが書いてあるのでしょうか。2 番目の請願として、7 月 22 日に出された審議会補足意見の中で、「様々な方面から議論を呼んでいる」とは、その具体的な中身と、教育委員会としてその中身に対してどう判断されているのか、明らかにしていただきたいと思います。3 番目として、実教出版「日本史 A」の選択を再考させる理由と具体的な内容を明らかにしていただきたいと思います。私は 2011 年の中学校の教科書採択を傍聴させていただきました。そのとき教育委員の皆さんが、川崎の各地域の特性を踏まえて、子どもたちの教育のために、大変熱心に教科書を採択されている姿を目の当たりにして感動いたしました。川崎の教育委員会を誇らしく思っておりました。ところが今回の件で、市民に寄り添っていた教育委員会に対して、驚きと不安の声が他の保護者からも多数上がっています。今までと変わらず、学校の自主性を尊重し、先生や保護者の意向を大切にする教育委員会であって欲しいのです。保護者の信頼を裏切ることはいけません。最後に、中学校の子どもを持つお母さんの意見を代読します。先生を信頼し我が子を預けている母親として、その先生が生徒のために良かれと思い選んだ教科書を使用できないというのは、大変残念に思います。先生はその分野の専門家なのです。先生が自信を持って生き生きと授業を進める、その姿を生徒は見てその先生を信頼して、学習意欲も高まると思います。実教出版 302「高校日本史 A」は、川崎の特性についても地域の特性についても記述されていると聞きました。是非、親の願い、子の願いを叶える教育委員会であって欲しいです。以上です。

【峪委員長】

ありがとうございました。続きまして請願第 9 号について、お願いいたします。

【請願者】

請願者の男女平等をすすめる教育全国ネットワーク 世話人 永井 好子は、本日、国立女性会館でワークショップを開催しているため、私、世話人の北谷瑞恵が陳述させていただきます。もう請願趣旨でお分かりのように、このことについては教育への不当な介入に相当するし、各学校の教育課程編成権をないがしろにし、憲法における生徒の学習権を保証することにはつながりません。この分については、やはり最もふさわしい初めて先生方が出されたこの教科書に戻して欲しいということです。仮に他のものに変えたとしても、今上がっておりますけれども、指示により校内の人間関係だとか校長との関係性だとかいろいろなこと絡み合いの中で、苦渋の選択をしたから、このことについては外からの押し付けであり、政治的な介入を含めて強制にしかならないというふうに私どもは判断しています。請願理由のところにありますように、学習指導要領の 3 項目を挙げておられましたけれども、これは今補足資料に加えましたが、あとから説明をさせていただきたいと思

ます。で、私は教育委員会はほとんど全部何年にも渡り、それから関係する市議会にも傍聴に行き、必要があれば総務委員会にも出席し、この問題だけではなくて教育問題に関心を寄せて傍聴してまいりました。その者として、今回の8月17日の決定については、すごくつらかったです。こんな教育委員会を今まで拝見したこともありませんでしたし、いつも何かあればそのときの教育委員会で感じたことを私はお手紙にして届けましたし、メールも送ってきましたし、こうあって欲しいということもお願いしてまいりました。それが、この間のことについては、とても合点が行きませんし、市民の皆さんからもいろいろな意見が寄せられていて、納得した人は私は知りません。それは、何か見えない力に押し切られたような、本来の川崎市の教育委員会のあり方とは違ったやり方だったというふうに、私は感じました。請願理由の1の中に、「教育課程の編成権は学校にあり、教育課程の実施にあたって重要な役割を果たす教科書は云々」と書いてありますけれども、高校の場合は建学の精神もあり、学校の特徴、専門の科目なども川崎はたくさん持っておりますので、そういうことからしても、特徴を持っているこの件については、担当をしている教員の人たちが選んだものを使わせていただきたいと、使わなければいけないと私は思っています。それが市民だとか生徒とか保護者への責任だというふうに感じています。それから学習にふさわしい教科書を教職員が選定したものを否定したということについては、先ほども出ておりましたが、ILOの違反にもなりますし、2番目に教科書を選定する最終的な権限といえますか、検定を通っていることからしても、文科省のみが検定合格についての、きちとした学びにふさわしくないとかそういったことの判断をすべきなのに、一教育委員会がこういう取り決めをするということは、二重検定であるし、越権行為であるし、出版妨害に当たるというように思っています。特定教科書の学校の選定を尊重せずに、採択しないという行為は、行政機関の考え方と異なる事柄を、もし子どもや青年の耳目に一切触れさせないようにすることになって、これは民主主義の根幹を否定することになります。多様な事実や考えに接していく中で、自らの見方だとか考え方を形成していく子ども、青年の学習権を奪うことにもなります。4番目に私が申し上げたいのは、不法な政治的暴力的介入を許さずという言葉は乱暴かもしれませんが、8月17日の審議のやり方は、十分な指導だとか時間をかけたわけでもなく、ですから丁寧な審議がされたとは思いません。それゆえ暴力的というふうに私は感じました。教育と名のつくところで、教育を守るのではなくてこういう形でなされる行為については非常に落胆いたしました。是非、教育委員会の、市民の信頼を取り戻すことができるようお願いしたいと思います。それから先ほど渡しました補足資料なんですけども、この間のときに多くなされた論議の中で、教科用図書の調査審議の中の、言語活動の充実のところを取り上げて、3項目の検討がされました。歴史を考察し表現する学習の重視、ということでしたけれども、その1.2.3の中の「1 私たちの時代と歴史」の中に、村や町の祭りのことを取り上げておりました。今は若者や町内会を中心とした町おこしをしていて、地域の祭事、例えば稲毛神社の祭りだとか、川崎駅前の若者たちのやるフェスティバルだとか、それから風習として残る北部などのどん

ど焼きだとかだるま市などは、今でも行われていますし、地域の人たちとのつながりも生きていますし、このことを発端にして、現在の体育祭だとか生徒会につながっているということは、非常に身近なことを取り上げているというふうに私は考えました。2番目の近代の追究の中で、砂利鉄道のことを言っていましたけれども、南武線の設立由来とか目的を調べればよくわかりますし、等々力公園、多摩川、それからセメント工場、それから日本鋼管、そういったような近代との係わりの中で働いていた労働者については、今でも川崎区は非常に朝鮮の方と沖縄の方が多いですが、その方たちが従事なさいました。砂利を運び、労働したのはこの方たちだったんです。関東大震災においても、川崎区において大きな暴動などが起きなかったのも、共存共栄していたそこにあるからだっていうふうにお年寄りの方はお話ししてくださいました。それで、その形態は調べ学習だとかグループ発表だとかそういう中で、地域の聞き取りだとか、住民との話、あるいは衆議院の官公庁などの訪ね歩きなど、そういうことによって自分が知りたい、わからないときはどこに行けばいいのか、という生きるための学びやヒントになりますし、グループの中での話し合いについては、非常に大きな収穫があり、人間関係を作り、それから自分の自己確立のための学習に繋がることだというふうに考えています。論じた点については、科学的なものの捉え方もできるし、どなたかおっしゃいましたけれども、事例がたくさんあればいいというものではなくて、数をたくさんやってというものではなくて、それを強く深く学ぶことによって、自分のスキル、探究心の精査だとか、あるいは事前にみんなで話し合うことの狙いの大きさなんかもそこで学ぶことができるというふうに考えて、ここに誘導しているこの教科書については、大変触発される部分もあり、きっとこういう授業法を丹念になさっている方の編集だというふうに私は感心をいたしました。現代からの探究についても、非常に今の高校生は科学的ですし、社会的に大きな発展をしております。ロボットについても、あるいは地場産業の加工品の販売についても、非常に多岐にわたって子どもたちの大きな発展向上はされています。そういうことからしても、私たちはやはり子どもたちの可能性だとか、そういうものを追求するにあたって、身に付けるために深くそして焦点をもって自分たちで学び合いながら成長していくことを支えることができる、そういう教科書でないといけないと思いますし、これがどうして川崎にふさわしくないのかというのかは、全然私には理解できません。そして今申し上げたいいくつか、この後の審議が決まりごとによって展開するのではなくて、何人かの陳述をしましたから、訴えましたから、本当に教育と名のつくところのこの現場で、皆さんがこれで本当に良いのか、こういう決め方で良いのか、おひとりおひとりが胸に聞いてもらって、生の声を聞かせてください。良心に誓って本当にいい決め方をなさってください。取り戻してください。子ども期、この時期は二度とありません。子ども青年にとって二度ない、だからこそ先生方は工夫し、努力しておられるのです。ぜひ、時流に流されるということではなくて、普遍的なもので皆さんの心に訴えて、私は是非現場の教師が希望した教科書が採択されることを切望いたします。よろしくお願いします。

【峪委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。陳述にあたっては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思えます。それでは傍聴席にお戻りください。

【峪委員長】

次に、請願第7号、請願第8号、請願第9号、請願第10号及び議案第44号について、事務局からの説明をお願いします。

【指導課長】

議案第44号 平成27年度使用高等学校教科用図書の採択について御説明いたします。

8月17日の教育委員会臨時会において、小学校、中学校、川崎高等学校附属中学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級の教科用図書採択に関する議案が承認されたところでございますが、高等学校の「実教出版 302 高校日本史 A」の教科用図書については、再考を求められましたので、次のとおり行ったものでございます。8月18日に各学校長宛に再考の文書を発出し、8月28日に各学校から報告を受けたところでございます。その後、8月29日に川崎市教科用図書選定審議会を開催し、審議会から教育委員会へ答申されたところでございます。

再考された教科用図書につきましては、

橘高等学校全日制は、「東京書籍 301 日本史 A 現代からの歴史」、

高津高等学校定時制は、「実教出版 305 新日本史 A」でございます。

続きまして、請願7～10号の教科用図書採択の請願について御説明させていただきます。

教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」と規定され、同条第6号において、「教科書その他の教材の取扱いに関する事」と規定されております。従いまして、教科用図書採択につきましては、教育委員会の職務権限と位置づけられているところでございます。

なお、参考までに文部科学省のホームページに掲載されている、教科書制度の概要を記載しておりますので、後ほど御一読願いたいと存じます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。御審議をお願いいたします。

【峪委員長】

8月17日に選定の再考をお願いしました、橘高校全日制と高津高校定時制の日本史 A の教科書について、両校から改めて選候補を設定していただき、教科用図書選定審議会において審議をしていただきました。本日はその答申を受け、本会議において採択を進めてまいります。選定審議会からは、橘高校全日制が「東京書籍 日本史 A 現代からの歴史 日

A301」を、さらに高津高校定時制は、「実教出版 新日本史A 日 A305」という答申を受けております。教育委員会といたしましては、これまでも審議会の答申で補足意見が付されていなければ、それを尊重して採択しておりますので、今回審議会から挙がってきている2冊についても、基本的にはその方向で考えたいと思いますが、いかがですか。

【教育長】

確かに今までの高等学校教科書の採択というのは、今委員長が述べられたような形で扱ってきたわけなんですけれども。ですから学校が採択候補として挙げてきた教科書については、教育委員会で採択をしたということですが、前回あれだけ慎重な審議をしてきたわけですので、本日この2校からそれぞれ採択希望の教科書が挙げられておりますので、今一度この教科書を丁寧に見るような議論を教育委員会としてもしたほうが良いんじゃないかと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

【峪委員長】

審議会の答申が出されていますけれども、議論するということですね。

【教育長】

基本的には今申し上げたように、高等学校の場合には学校が採択希望として挙げてきた教科書を、選定候補としてきたものを採択するというのが基本的なあり方だと思うんですけど、今申し上げたように、日本史の教科書についてこれだけ前回慎重に審議をしてきたわけですね。ですので、学校が挙げてきた教科書を改めて私たちが丁寧に見る作業があってもいいのではないかなと思うんですけど。

【峪委員長】

見てまいりましたが、それについて意見を述べてもらうということですね。

【教育長】

今皆さんそれぞれご覧になられていると思いますので、そういった意味でもご感想なりご意見をいただければいいのではないかなと思うんですけども。

【峪委員長】

どうですか。

【濱谷委員】

私もそのように思います。2校に対して再考をお願いしたという経緯もあるので、その責任を果たす意味でも、前回と同じような視点からしっかり議論するという方向がよろしい

のではないかというふうに思います。

【峪委員長】

皆さんいかがですか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

はい、わかりました。それでは前回の議論を受けまして、新しい学習指導要領の狙いに基づいて、川崎市で学ぶ生徒たちにとって最も適した教科書を選ぶ、ということを大切にしながら議論を進めていきたいと思っています。皆さん予め当該の教科書に目を通していただいております。基本的には、前回議論した視点に沿って進めていくということをお願いしたいと思います。学習指導要領の改定の要点で示された、資料を活用して歴史を考察し表現する学習、具体的には私たちの時代と歴史、近代の追究、現代からの探究、の3つの内容項目に対する記述の仕方がどうであるか、また川崎市が社会科学習で大切にしている、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察をし、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させる、という点からも議論を進めてまいりたいと思っています。それでよろしいですか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

ではこの点について、各委員からお考えをいただきたいと思っています。

【中本委員】

あの、議論に入る前なんですけど、具体的に、前回もそうなんですけど、教科書選定審議会ですら今回の教科書も含めてどのような議論がされたのか、その点をちょっとお聞きしてから入りたいんですが。

【峪委員長】

いかがですか。

【指導課長】

それでは、昨日8月29日に開催いたしました川崎市教科用図書選定審議会につきまして

は、まず事務局よりこれまでの経過をご説明させていただきました。審議会委員からは、8月17日の議論の様子について、具体的に聞きたいという質問がございましたので、担当者より教育委員会での議論の概要を説明させていただきました。それを受けまして、橘高校全日制、高津高校定時制から採択候補として選定されました2冊についての選定理由を確認しまして、承認を受けて本日の教育委員会に答申されております。今回は特に審議会からの補足意見は付されておられません。なお、審議会の委員から2つの意見がございました。1つ目は、前回の審議会において補足意見を付して答申をしたが、あくまでも各方面で議論を呼んでいる教科書なので、教育委員会で議論・検討のうえで採択して欲しいということであって、審議会が「実教出版 日本史A 302」の採択を否定するような意見を付したわけではないという点を確認して欲しいとのこと。2つ目は、文部科学省の検定を通った教科書に対して、教育委員会が判断するということが二重検定に当たるのではないかとこの考えもあるという、この2つの点を個人的な意見として伺っております。以上です。

【峪委員長】

まずは、採択候補の選定の再考をお願いした2校から新たに提出された教科書については、審議会が承認のうえで答申されたということによろしいですか。

【指導課長】

はい。

【峪委員長】

それでは次に、審議委員から出された2つの意見がありました。1つ目の意見についてはその通りということによろしいですね。

【指導課長】

はい、審議会の委員から2つの意見が出ておまして、先ほどご紹介いたしましたとおりです。

【峪委員長】

審議会からの補足意見では、あくまで様々な方面で議論を呼んでいるため、教育委員会で議論、検討し採択するように要望されただけであって、審議会が「実教出版日本史A 302」を評価したり価値づけたりしたわけではないと。採択は教育委員会の権限と責任として行っていると。2つ目の意見、請願にもございましたが二重検定ではないかという声もありますが、ということなんです。

【教育長】

二重検定というようなお話が請願にもございましたけれども、このへんはきちんと整理しておくべき議論・問題なのかなと思いますので、ちょっとお話をさせていただきます。まず文部科学省が行っております教科書検定ですけれども、各出版社が学習指導要領、その大本は学校教育法、こういった法令に基づきまして、著作ないし編集というものを行っております、そこで出来上がった図書について、文部科学大臣が審議をし審査をして合格したもの、これがそれぞれの校種の教科用図書として使用を認めるということです。主に教科書検定の内容としましては、その記述に誤りがないかどうか、細かな話になりますと、数字の誤りがないかどうか、誤字の誤りがないかどうか、ここまで含めて教科書の検定などはされているものでございます。こういった教科書検定に対しまして、私ども地方自治体が行っている教科書採択というのは、この教科書検定の中で使用を認められた教科書の中から、改めてその自治体にとってふさわしい教科書はどれなのか、これは先ほど指導課長のお話にありましたように地方教育行政の組織および運営に関する法律の中にある規定にあるわけですけど、その中でそれぞれの自治体が目指すもの、教育内容ですとかあるいは児童・生徒の実態と照らし合わせて、ふさわしい教科書、適切な教科書を選ぶ、それがこの採択ということだと思っております。ですから、今お話したように検定というものと、私どもの行っている採択というものは質的に違うことだというふうに考えなければいけないということです。ですから、本市の場合はこれまで、多面的・多角的な考察をする、公正に判断する能力と態度を養う、あるいは社会的なものの見方や考え方を成長させる、というようなことを大事にしながら、各学校に教科書、特に社会科の場合ですけど、採択をしてきたというわけですので、これは教育委員会の私たちが責任を持って、取り組んでいかなければいけない職務ではないかというふうに思っております。ですので、ちょっと長くなりましたけれども、今申し上げたように文部科学省が行っている検定と、私たちがそれに基づいて行っている教科書採択とは、質が違うんだということをやはり押さえておかなければいけないというふうに思いますので、お話をさせていただきたいと思えます。

【峪委員長】

それでは今の話についていかがなものでしょうか。そういうことで認識でよろしいですか。

【濱谷委員】

そういう認識でよいと思えます。

【高橋委員】

さっきの認識と、プラスちょっと確認をしておきたいことがあるんですけども、先ほど課長から審議会の補足意見というのがなかったという説明があつたんですが、ちょっとここも整理をしておきたいんですけども、一部報道で補足意見というものが提出されたというようなニュースが私自身も見ているんですが、このあたりちょっとごちゃごちゃして

いるので、説明していただいでよろしいですか。

【指導課長】

補足意見が付いているかどうかということですね。昨日開いていた審議会からは、今回は補足意見は付いておりません。で、一部報道で補足意見が云々というのは、それは学校側からの補足意見という趣旨でよろしいでしょうか。

【高橋委員】

そうですね、例えば私のほうで確認した中では学校から両校補足意見が提出されたという記述だったかと思うんですけど、このあたりちょっと整理したいので、ご説明いただけますでしょうか。

【指導課長】

学校、橘高校全日制と高津高校定時制ですね。この2校ですけれども、今回この2校への依頼は、「実教出版 302 高校日本史 A」これを選定候補から外していただいで再考を求めました。それで、今回再度採択候補の教科書を選定していただくこととさせていただきます。学校長からは教育委員長宛に報告がありますが、教育委員長宛の報告書と補足説明、これを同一としては認められないということで、別紙の扱いになったというふうに聞いております。以上です。

【高橋委員】

ということは確認ですけれども、報道のほうで補足意見と書かれているのは、2校とも学校のほうから提出されたというふうに私は解釈していたんですが、それは学校のものと補足意見はあくまでも別であるということとよろしいですか、認識は。

【指導課長】

そうですね、別になされたということで、教科書の選定の候補の書類は校長名で教育委員長宛に出されているものですが、それとは別に補足意見が出されたということとさせていただきます。

【峪委員長】

教科書の採択は、法律で定められているところにより、教育委員会の責任と権限によって行うという点を確認したいと思います。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは初めに、橘高校全日制が採択候補として選定しています「東京書籍 日本史 A 現代からの歴史」、これについて皆さんのご見解をいただきたいと思います。

【吉崎委員】

私、読ませていただきました。東京書籍「日本史 A」ですが、まず気づいたことは、多様な事例を示している点で特色があると思います。生徒たちはそれらの事例を選択したり参考にしたりしながら、学習を進めていくことができるのではないかと思います。具体的に言いますと、まず最初の導入のところの「私たちの時代と歴史」ですが、これは 2 段階で事例が挙げられています。まず初めに「現在のポップカルチャーが世界に受け入れられた歴史」、続いて「地域社会における交通の変化」、そして「在日外国人の歴史と交流の歴史」の 3 つを示し、選択して学習するようになっています。その上で、グローバル化が進む現代社会の様子を扱っています。このような 2 段階の構成というのは、例えばポップカルチャーとか地図とか新聞記事といった身近な題材から入っておりまして、今後生徒たちが直面するグローバル化をもたらす諸課題を考えていく際に、生徒にとっては歴史を学ぶための関心、課題意欲を高める工夫がなされていると私は評価します。以上です。

【峪委員長】

ありがとうございました。

【高橋委員】

今の吉崎委員の意見を受けて、また私のほうでも確認させていただいたのと、前回から大事にしている学習指導要領と柱を踏まえて、非常に事例の取り上げ方、身近な事例ということが非常に大事な部分かなというふうに感じております。生徒にとってこの主体的にそういった事例をもとに歴史を考察するということが大事であるということも、記述の上で非常に工夫が必要なのかという視点でも、前回の高等学校教科用図書採択の議論でも考察する上では結論を先に出さずに、子どもたちが考えていくというところへの工夫が非常にフローの中で大事な部分だというふうに思いますので、これらを踏まえますと、必要以上に記述が、結論が出てしまうようなことは望ましくありませんし、史実をしっかりと子どもたちが客観的な事実として捉えて考えるということ、このあたりを大切に、今回もう一回考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【濱谷委員】

今までずっと小学校からいろいろな教科で採択をしてきたわけですが、川崎市は社会科の学習においてやはり大切にしている考え方もありますが、今両委員がおっしゃった

ようなことはその通りだなと思っています。生徒自身が客観的な事実を積み上げて、多面的・多角的に考察をし、公正に判断していく、そういう学習のやり方、歴史的なものの見方や考え方をその中から学んでいくということが大切であって、教科書の事例の示し方についても、そのような観点からやっていただくといいのかなというふうに思っています。

【吉崎委員】

さらにいいですか。さらにどんな資料が使われているかということを見てみたんですけども、特に近代の追究というところ、真ん中のへんで学ぶところなんですけど、これを見ますと写真、図版、統計の資料がよく使われているんですね。で本文の記述というのは非常に簡潔です。その上で子どもたちが考察を進めるようになっていまして、資料を活用しながら追究、探究を進めるうえで、とてもよい資料の使い方じゃないかなと私は感じています。

【峪委員長】

ありがとうございました。よろしいですか。

【中本委員】

陳述を聞かせていただいて、また審議会のどんな議論がなされたのかを聞きまして、自分がどういう土台の上で必死に教科書を見続けているのか、ちょっとクエスチョンが出たりしていますが、審議会のほうから承認されている教科書となれば、まず認めるべきだと思います。

私が目をつけたのは、子どもたちがその教材を使ってどのように学びを展開していくのか、明確に指示がされているのがとても印象的だったと思います。

【峪委員長】

皆さんからご意見をいただいたと思うんですが、よろしいですか。

【教育長】

歴史の学習というと、教科書に書かれているものを覚える、特に受験勉強のようなことで考えると何年に何があった、というような歴史の学習というものがイメージとしてあったように思うんです。そういう中で、今年度から教科書の中では、先ほどから委員が指摘されている「私たちの時代と歴史」「近代の追究」「現代からの探究」というこの内容は新しいこの教科書の中には盛り込まれているところで、それぞれの教科書の中に特徴が出ていると思うんですが、やはりこの学習は、自分たちで歴史を考えたり、あるいは解釈したりするという学習で、歴史を学ぶこと自体を自分の中で意味づけたり可視づけたりする、

そういう学習として大変大事じゃないかというふうに思うんですね。そういう意味では、何人かの委員がおっしゃっていたように、資料を活用しながら自分なりに考えて、そういったことが歴史の学習としては大事にしていかなければいけない、また今表現する力も大事にしていこうということが学習全体で求められておりますので、学んだことを具体的に自分の言葉で表現していく、そういうふうな自分で調べて考えて発表する、そういう学習ができるということが大変大事だというふうに思っておりますので、付け加えさせていただきます。

【峪委員長】

前回はそうですが今回も同じように、今年から新たに大事にされている学習内容、これについて着目をして私たちは議論をしてきました。今皆さんからご意見をいただきましたように、橘高校全日制が採択候補として選定してきた、東京書籍「日本史 A」については、生徒の興味・関心という面では、課題意識を高める事例の示し方、そして学び方という面に、事実を簡潔に記述してあったり、生徒に考える余地を残した構成となっている、前回の選定候補のように結論を出してしまうというよりは、ここは考える場ですのでそうした余地を持っている、工夫をしているというような意見があったと思います。そしてこれが、川崎が社会科の学習において大切にしている考え方であって、そういう点でも効果的であるというご意見が多かったかと思います。では次にいってよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【峪委員長】

それでは次に、高津高校定時制が採択候補として選定してきた、実教出版「新日本史 A 305」についてはどうですか。

【吉崎委員】

今回の議論に向けて、実教出版というのは2つ出しているんですね、日本史 A を。読み比べてみました。随分違いがあると私は思います。同じ出版社で2つ出しているんですが、だいぶ違う印象を私は受けています。例えば、前回 302 を再考していただいたわけですが、305 では1つ目の事例、導入のところでパスポートの歴史を扱っています。真ん中の近代の事例では、東京とアイヌの歴史を扱っています。現代の事例では、エネルギー政策と現在を事例として取り上げています。先ほどの東京書籍とはちょっと違うんですが、それぞれの学習で1つ1つの事例を示しています。それが内容的に私は評価できると思っています。

【峪委員長】

そうすると、事例の数としては少ないようですね。

【吉崎委員】

そうですね。しかし 305 の教科書では、先ほどもお話ししましたように掲載されている事例は 1 つずつなんですけど、国境を越える人の移動とか、地域社会の変化、エネルギー問題と様々なことから歴史を取り上げるふうになっておりまして、生徒が近現代の歴史を多面的に捉えられるように工夫されています。また、「調べてみよう」というコーナーがありまして、他の視点を複数提示しながら教科書的事例を参考にして、生徒が多面的・多角的に考察できることを非常に促しているというように評価します。

【教育長】

今の吉崎委員の視点でこの教科書を見ますと、本当にこう、吹き出しのところで「何々してみましよう」という、子どもたちの思考を促す言葉が多く見られるなという印象です。先ほど申しあげましたように、生徒自身が調べることでとか考えることが大変今回の社会科学習としては大事だというふうに思っておりますので、そういった活動を促すようなところは、評価できる内容ではないかなというふうに思います。ですので、調べ方、討議の仕方、というところで、委員もおっしゃるような有効な手だてであるというふうに私も感じました。以上です。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。

【中本委員】

一番最初に感じたのは、非常に本文の内容が簡素であるという印象を持ちました。同じ出版社なんですけど、随分違うんだなあ。特に新学習指導要領で変わった部分のところを中心に見ましたが、前回の教科書のように内容の掘り下げ方が 1 点に深く入っていくのではなく、生徒たちが自分たちでどうやって学習を展開していくかって導きですね、そういう入り口がたくさんあるように感じました。以上です。

【濱谷委員】

いろいろなところを見せていただいたんですけども、何々してみようという形で入っていたりしているところがとてもいいかなというように思いました。調べてみよう、とか発表しましょうとか、導入からまとめのところに至るまで、生徒にどのようにして力を伸ばしていったらよいかというのが明確に順番になっているなというふうに思いました。

授業をやっていくうえで、生徒に働きかける言い方やなんかがとてもわかりやすく、授業もやりやすい形になっているなというふうに思いました。

【高橋委員】

皆さまの意見を受けて、繰り返しになってしまう点もあるかと思うんですけども、私も実教出版が2冊あって、こんなにも内容が違うんだなというのは非常に率直にちょっと驚いているところです。前回、大事にしてきたことは、学習指導要領の柱と、探究活動の充実という点での最初に委員長がご説明された部分をかなり大事にしてきた中で、やっぱり子どもたちが主体的に考えるというところが、かなり重要視していましたし、そしてまた言語活動の充実、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、それを受けて自分の言葉で表現する、このあたりを踏まえてさらに多面的・多角的な身近な事例をもとに歴史的な見方や考えとか自らが学んで成長する、このあたりは私自身は保護者という立場で任命されておりますけれども、やはり生きる力という面で、これから社会に出て行く、これからの社会を担ってもらう子どもたちのためにも、この主体的に考える力、本当に大事であるし、そういった川崎の子どもたちにもそういった学びをとという面でも、今回のこの実教出版の取り上げ方というのは非常にいいものではないかなというふうに思います。

【教育長】

今、主体的に考えるという話がありましたけれども、社会科の場合に主体的に考えるというのは、先ほども申し上げたようにやっぱり客観的に判断できる資料、根拠をもとに思考をめぐらすということが大変大事だと思うんですよね。それがないと、多分こうなんだろうなという思いだけで歴史を語ってしまう、歴史のドラマを語っているような話になって、それはきちんと事実に基づいた歴史にならないわけですよね。ですからその事実をどういうふうに見ていくのか、歴史の世界では史料批判なんていう言葉がありますけれども、その史料そのものがまず存在そのものが正しいかどうかというようなところを判断しましょうというようなこともありますし、その次にはその史料の抱えている中身が正しいかどうか、私も歴史の勉強でそういうようなところを史料批判ということで教わってきましたけれども、そういうふうな視点を高校生あたりで、やはり見ていく力をしなきゃいけないと思うんですよね。仮に身の回りの事象であっても、集まった資料を特に聞き取ったり、一部から出たような情報ですと、それが全てかどうかかわからないわけですよね。ですからそういう部分で、より多くの情報を得ながら客観的な判断ができるようにする、そういうふうな学習をやはり私は川崎の学校でも是非進めて欲しいなと、そんな思いがあります。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。何度も申し上げますけれども、これまでこの教育委員会は、昨年までと違って今年からは思考力、判断力、表現力を養うという観点から、文部科

学省が新たな 3 項目を教科書に入れるように指示した。これがやっぱり新しいところですので、このことについて私たちは検討してきました。そしてこれまで皆さんからたくさん意見を頂戴しましたがけれども、こうした議論を振り返ると、採択候補の選定について、再考をお願いした橘高校全日制と高津高校定時制の 2 校が選定した教科書については、学習指導要領改訂の要点として示された「資料を活用して歴史を考察し表現する活動」において、川崎市が社会科の学習で大切にしている、社会的事象に関心を持って、多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方、考え方を成長させるということを考えたときに、日本史で社会科を学ぶ生徒たちにとって最も適した教科書を採択するという立場から、妥当な選定をしていただけたのではないかと考えます。

【峪委員長】

それでは議案第 44 号について、選定審議会から答申の通り 2 校が採択候補として選定してきた、橘高校全日制は東京書籍「日本史 A 301」、高津高校定時制は実教出版「新日本史 A 305」とする原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案の通り可決いたします。

それでは続きまして、請願第 7 号、請願第 8 号、請願第 9 号、請願第 10 号の取り扱いについてはいかがでしょうか。

【中本委員】

陳述の内容も、それから様々の皆さんが主張なさっていることも含めて確認ですが、学校の選定で決めた教科書を採択するというこれまでの流れというものがありますよね、で、私たちが再考を求めたわけですが、審議会の中で補足意見があって、これについて教育委員会で議論・検討を、ということの中で私たちは考えましたよね。これはその採択する権限は教育委員会にあるのであって、学校側ではないということによろしいですね。

【指導課長】

はい、先ほどもご説明いたしましたけれども、法律がございまして申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、もう一度繰り返しますと第 23 条「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」ということで、第 6 号に、「教科書その他の教材の取扱いに関すること」という

ことで、教育委員会の権限となっております。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。それではこれまでのことを踏まえて、取り扱いを決定してまいりたいと思います。教科用図書の採択は、教育委員会がその責任と権限のもと公正かつ適正に実施したものであり、教科用図書選定審議会の補足意見を受けて、川崎市立の高等学校で学ぶ生徒にとって最も適した教科書を選ぶという視点で、審議を進め公開の場で様々な議論のもと決定したものでありますので、請願第7号、請願第8号、請願第9号、および請願第10号について、いずれも不採択としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、請願第7号、請願第8号、請願第9号、および請願第10号については不採択といたします。

その他についてはいかがですか。

【高橋委員】

私の自宅とかにお手紙をいただいたりだとか、ちょっと確認をしたいことがあるんですけど、結構ILOとかの関連での記述なんかも、今回の採択に関して書いていただく方もいらっしゃるし、このあたりというのはちょっと整理をしておきたいのですが、こういった採択の流れとILOとの関係性とかですね、それに付随するものがあれば教えてください。

【指導課担当課長】

先ほどの請願第7号のほうでお話があったかと思いますが、1966年に「教員の地位に関する勧告」というものが出されています。その61項の中に「教員は生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする」ということがございますので、先ほどこの点を取り上げていただいて、学校のほうの現場の教員にそういう権限があるのではないかとご指摘いただきましたが、これについて国会のほうでも平成24年、2年前に答弁をしているのがありましたので、ちょっとそれを調べさせていただきました。そうしたところ、平成24年の夏に同じようなことが国会で質問されて、それについて回答があります。その中では、この勧告については旧文部省時代から都道府県教育委員会に周知を図っ

ている。ただ、周知を図っているけれども、この勧告に教育委員会が教科書を採択する権限を移管してそれを拘束するようなものではないと。ただもうちょっと詳しく聞いてみたかったので、文科省のほうに直接お電話して担当の方にお聞きしました。そうしたところやはり、文科省は教科書を検定する、公共団体の教育委員会のほうで教科書を決定するということに関しては、何ら法令に基づいているもので、その通りでかまいませんというご回答でした。その国会答弁の最後のくだりのところに、わが国の教科用図書の採択は一般には校長、教員、教育委員会、関係者および保護者の意見を聞きながら、住民に対して責任をもって教科用図書の採択が行われるよう、教育委員会の権限と責任で行われており、文科省としては採択権者たる教育委員会の権限と責任の下に、適正かつ公正な採択が行われるよう、都道府県の教育委員会に対して周知しておりますということで、採択の権限は教育委員会にあり、この勧告に拘束されることはないというふうにご回答をいただきました。

【峪委員長】

その勧告は先ほど教えてもらいましたが、教員には採択ではなく選択っておっしゃいましたよね。

【指導課担当課長】

はい、教員のほうは採択候補の希望を出すということであって、やはり決定するのは教育委員会の場がその権限を持っているということです。

【峪委員長】

何か他にありますか。

【高橋委員】

今少し、保護者という、いろいろな方のご意見を聞いてということで、研究とかがあってここまで来るわけですけども、今回いろいろと議論をいろいろな関心を持っていただいで進めているわけですが、例えば手紙とか皆さんのところにも行っていると思うんですけど、いろいろなご意見をいただいてまして、そのいただく方が比較的元教員の方だったりとか市内の方の中でもいろいろ、こういう者ですよということを名乗っていただいて、手紙をいただくことがあります。場合によっては市外の方でも教員でしたというお手紙もいただくんですが、私は教育委員として保護者の立場でここに任命されている立場としては、今回一番お子さんの教育のことだから、先ほど保護者の方の請願もありましたけれども、実際この 2 校の保護者の方たちからこの件をどのように受け止めているのかというのを知りたいですけども、もしわかれば教えていただけますか。

【峪委員長】

そういうのは調べてあるんですか。

【指導課長】

ひとりひとりの保護者がどう受け止めているかというのは把握しておりませんが、両校の校長先生にお伺いしましたところ、特に保護者のほうからこの件について問い合わせがあったりだとか意見があったりだとか、そういうことはございませんというふうには伺っております。

【峪委員長】

ないということですね。それではその他ありますか。

【高橋委員】

今回補足して、いろいろな関心の中で、保護者の方というのも非常に大事だし、こうやって確認いただいていたことは逆にびっくりなんですけど、ぜひ保護者の参画というところもこれを期にできたらなと、またお願いしたいところがございます。あともう1点、前回私は、小学校、高校、特別支援学校の採択で、その一番最後のほうにお願いした点がありまして、再度お願いしたいことが、今回の件を受けてお伝えしたいんですけども、繰り返しになっちゃうかもしれないんですけど、小学校についての研究の時間のかけ方とか研究の資料とかかなり膨大であってかなりの時間を自分自身も費やしましたし、資料もかなりあったので見させていただきました。高校の資料に関しては、どちらかというところと高校の選定がある点からかもしれないんですけど、前回もお伝えしましたが、研究資料がちょっとそれに比べて少ない部分があります。そういったところも受けて、じゃあ小学校の採択のフローと、高校、特別支援学校のフローというのは非常に随分違いがありますねということから、来年度以降フローをしっかりと見直しをし、ということをお伝えしたんですが、なぜなら最初の段階で選んでいただく学校現場の人数がかなりまずスタートの段階で、場合によっては2人だとか教科の先生なので1人だとかいう可能性があるよというようなことも、議論の中で確認していたかと思うんですけど、このあたりってちょっと是非来年度以降、いろいろな選抜からの調査研究とはいえ、少しでもいろいろな目が入っての研究ということもこれは一方で必要かなというふうに思っています、逆にいろいろなご意見をいただいた中でも、この採択に関しての一部分で強制というような形もありました。逆にそれを少ない目で見ると正直言って課題があるのかなというふうなことからお願いしたので、是非ここはもう一度来年度以降、ここの研究からのフローの見直しというのを、是非もう一度、2回目になりますが、お願いしたいと思います。

【教育長】

今、高校の調査研究のフローの話と資料作成の話をいただきましたので、より充実した内容のしっかりした調査研究を皆さんに報告できるよう、今後改善を図っていただきたいと思います。

【峪委員長】

それでは本日の会議は、まだありますか。

【教育長】

教科書の採択、内容の部分とは違った視点ですけど、随分前に教科書の採択地区について、今の4採択地区を1つの地区に統合したらどうか、あるいは現状のまま4採択地区を維持していくという、双方の請願などがありました。その請願について私たちが判断するとき、今後教育委員会会議で教科用図書採択の一連の作業後、改めて協議するとして、判断を行わないという結論を出したと思います。今回小学校の教科書を見てきたわけですので、ご意見をいただければありがたい。

【峪委員長】

協議することについて、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【濱谷委員】

先日小学校の採択をしたわけですけど、川崎は縦に長いが、市内区域によって子どもたちの状況や地域の状況がどれだけ変わるかということをお話してきました。どこの区であろうと、川崎市内の教育としては同じ教育をしていくという考えが大本にあり、区の差はないのではないかとということで、最終的にはすべて一緒になった。他の政令指定都市はどうなっていますかね。

【峪委員長】

その点についてはどうですか。

【峪委員長】

静粛にしてください。

【峪委員長】

話が進められないので静粛をお願いします。

【峪委員長】

審議じゃないです、静粛をお願いします。

【吉崎委員】

審議じゃないね。

【峪委員長】

傍聴の方は決まりに従ってお願いします。

【吉崎委員】

議事でもないですね。

【峪委員長】

議事でもないです。

【吉崎委員】

意見交換ですね。

【峪委員長】

意見交換です。

【教育長】

誤解を招くような出し方をしてしまって申し訳なかったんですけども、神奈川県教育委員会で今後、来年度の採択をどうするか、その結論を 8 月中に県から求められており、今皆さんがどのような考えをお持ちかを確認しておきたかった。

委員長、改めて傍聴の方をお願いしていただきたいんですが、私たちの協議というのは静ひつな環境で行うべきものでありますので、改めてご注意を願いたい。

【峪委員長】

どうぞ静粛をお願いします。

【峪委員長】

それでは今の件についてどうですか、政令市の採択地区の状況はどうですかというようなご質問ですけれども。

【指導課長】

今全国に 20 の政令市がありますが、平成 22 年度から横浜市と京都市、平成 25 年度から広島市が 1 採択地区となっており、大阪市が平成 27 年度から 1 採択地区にすると決まっていると聞いております。他の政令指定都市はすべて 1 採択地区となっております。以上です。

【峪委員長】

すべて指定都市がそのようになっているということですが、川崎では、今年小学校を進めてすべての地区で同じ教科書となりましたが、来年中学校の採択が控えておりますので、中学校の採択を見てみるということではいかがか。

【各委員】

<了承>

【教育長】

ありがとうございました。結果としては、今年度は同一の教科書が 4 採択地区で採択されたわけですが、今委員長から話がありましたように来年度の中学校採択もあり、慎重にという考えだと思いますので、来年度については現状の 4 採択地区で県に報告します。

【峪委員長】

ありがとうございました。それでは念のために、他に何かありますか。

【中本委員】

自宅に手紙を送ってくださる方がたくさんいらっしゃるのですが、みなさんはどうですか。もちろん名前も書いて送ってくださっているのですが、それなりの意見として伝えたいのだと思うのですが。

私が芸能の世界にいるということもあり、自宅にそういうものを送られるというのは、非常に脅迫に近いものを感じてしまう。それは、若いころファンの方からの手紙の中にカミソリが入っていたこともあり、そういうことから自宅を知っているというのは、お前の家族がいるところを知っているぞという脅しに感じてしまいます。もちろん今回はそうではないのですが、これは中学校の歴史の教科書のときから、ほぼ同じ方が毎回送ってきて僕は、それを圧力と感じています。

陳述の場もありますし、私たちの議論は公の場でやっております議事録として残しています。

公平な気持ちで様々なことを見たいので、お手紙は教育委員会宛で送っていただければ、僕の手元に届きますので、今後は自宅に送るのではなく、教育委員会宛で送って頂きたいと思います。これは要望させてください。

8 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。